

水道局災害対策委員会設置要綱

(平成5年3月1日局長決)

(最近改正 令和6年3月29日課長決)

(設置)

第1条 大阪市水道局に水道局災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、局の災害対策をはじめ、事業継続全般に係る計画・実施等について調査、審議する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、委員長代行、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、局長の職にある者をもって充てる。

3 委員長代行は、理事の職にある者をもって充て、委員長が不在のときは、その職務を代行する。

4 副委員長は、総務部長、工務部長、企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長の職にある者をもって充てる。

5 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じ、委員会を招集する。

2 委員長は、審議事項に応じ、委員会に関係課長の出席を求ることとする。

(分科会)

第5条 各課長が専管する事務を処理する組織、所及び場（以下「所属」という。）における事業継続マネジメントの推進を図り、もって委員会の円滑な運営を図るため、総務分科会、計画・設計施工分科会、経営企画分科会、営業分科会、浄水分科会、給配水分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 委員会の決定事項等の効果的な推進

(2) その他委員会及び分科会の目的達成に必要な事項

3 分科会の構成は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会)

第6条 委員長は、専門的事項毎に部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が指名する。

3 部会は、その活動状況を必要に応じ委員長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務課危機管理担当とする。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 12 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委 員 総務課長
危機管理担当課長
企画課長
D X 推進課長
P F I 事業調整担当課長
職員課長
研修・厚生担当課長
経理課長
管財課長
お客様サービス課長
計画課長
土木施設課長
設備課長
配水課長
給水課長
東部水道センター所長
柴島浄水場長
水質管理研究センター所長

別表第2（第5条関係）

分科会名	分科会長	副分科会長	構成員	事務局
総務分科会	総務部長		総務課長、法務監査担当課長、危機管理担当課長、職員課長、研修・厚生担当課長、経理課長、管財課長	総務課
計画・設計施工分科会	工務部長	柴島再構築担当部長 技術業務再編担当部長	計画課長、品質管理担当課長、柴島再構築担当課長、技術業務再編担当課長、土木施設課長、技術監理担当課長、設備課長	計画課
経営企画分科会	企画担当部長	連携推進担当部長	企画課長、DX推進課長、ICT基盤担当課長、連携推進課長、PF事業調整担当課長、広域連携・海外支援担当課長	企画課
営業分科会	お客さまサービス担当部長		お客さまサービス課長、営業企画担当課長、北部方面営業担当課長、南部方面営業担当課長	お客さまサービス課
浄水分科会	浄水統括担当部長		柴島浄水場長、庭窪浄水場長、豊野浄水場長、設備保全センター所長、水質管理研究センター所長、水質調査研究担当課長	柴島浄水場
給配水分科会	工務部長	水道センター統括担当部長	配水課長、給水課長、水道センター所長、給水装置工事担当課長、維持担当課長	配水課